



守りましょう！ 自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行



対向車等と衝突する危険性が高まります。自転車は、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



※ 普通自転車等の歩道通行可標識

上記の標識[※]などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとはなりません。一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る



※ 16歳以上の者が騎乗用座席に1人乗車させるときのみを認める



※ 標識により並進可の場合は除く

⑤ 子どもはヘルメットを着用



次の運転も危険です。絶対にやめましょう！



「ながら」運転



横断歩道上の歩行者妨害



こちらもお忘れなく！



※ 県条例で自転車保険への加入が義務化（令和2年10月～）